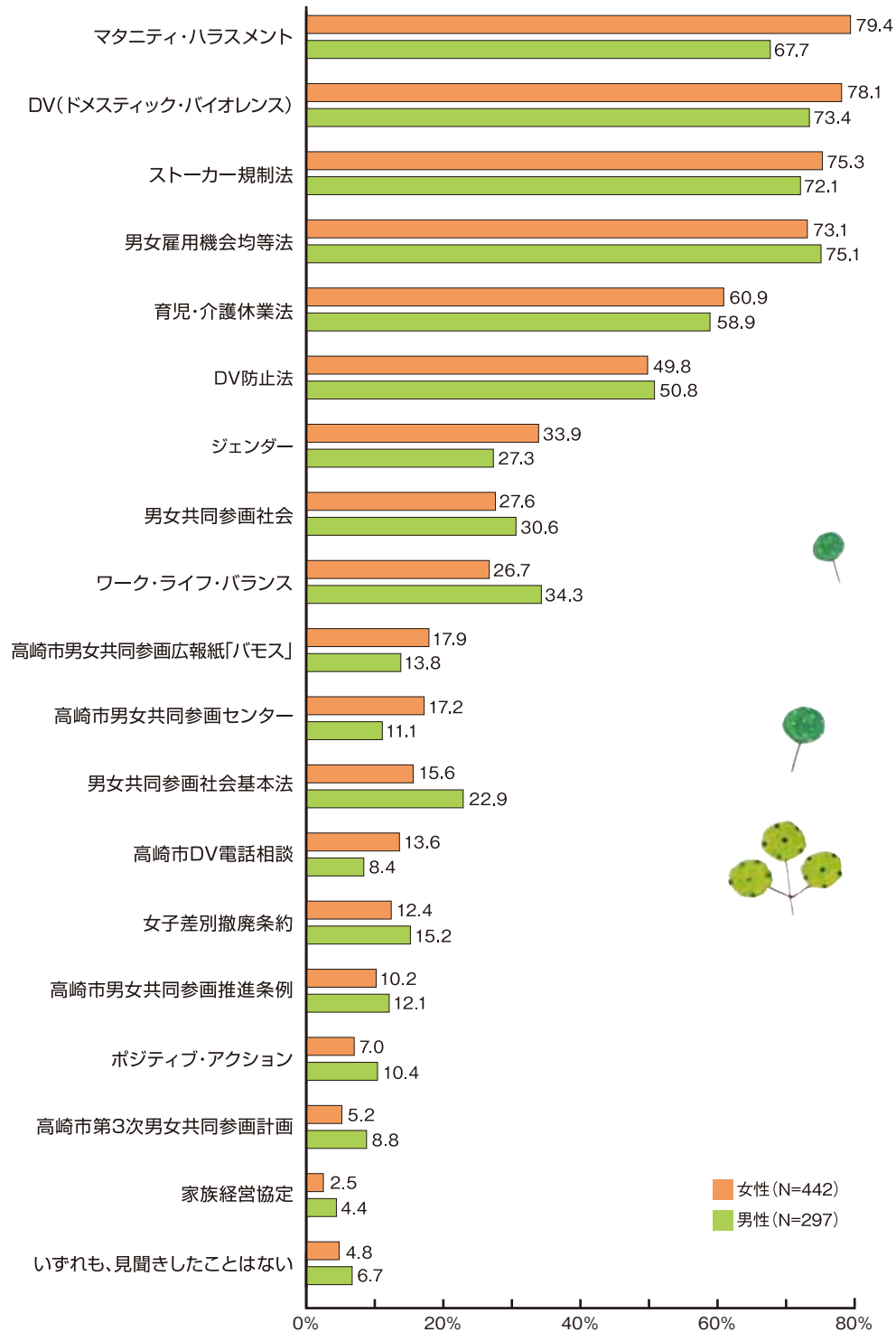


## 男女共同参画社会づくりのための施策について

● 次の言葉や制度のうち、聞きしたことがあるものはありますか。(複数回答可)



- ▲ 男女とも「DV(ドメスティック・バイオレンス)」、「ストーカー規制法」、「男女雇用機会均等法」の3項目が7割以上で高くなっています。  
女性では「マタニティ・ハラスメント」が約8割で最も高くなっており、男性においても6割以上となっています。  
また、「育児・介護休業法」、「DV防止法」も約5~6割で比較的高くなっています。

\*実際の調査票では、以下の選択肢について、カッコ( )内に以下の説明文を加えて提示しました。

- マタニティ・ハラスメント(働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや不利益な取り扱いのこと)
- ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)
- DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)
- ジェンダー(生物としての性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会的に形成された性別のこと)
- ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
- 高崎市男女共同参画広報紙「バモス(Vamos)」(市が毎年3月に発行し、全戸に配布)
- 高崎市男女共同参画センター(高崎市市民活動センター「ソシアス」内)
- 高崎市男女共同参画推進条例(平成21年4月1日施行)
- ポジティブ・アクション(男女間の格差改善のため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること)
- 高崎市第3次男女共同参画計画(平成25年3月策定)
- 家族経営協定(農業経営に携わる家族それぞれの経営参画を目指し、家族で取り決める協定のこと)